

平成 20 年度  
官民連携(市場化テスト)事例研究会

報 告 書

財団法人地域総合整備財団

## はしがき

地方公共団体の行財政改革の手法の一つとして、近年、PFIや指定管理者制度など官民連携事業の積極的な活用が図られており、平成18年には「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）」が施行され、官民競争入札等（市場化テスト）について整備されました。

現在、公共サービス改革法に基づく法令の特例が適用される業務としては、戸籍謄本等の交付請求受付及び引渡し等の窓口6業務があります。

また、法令の特例を適用する必要のない業務についても、公共サービス改革法に準じた手法での官民競争入札や民間提案制度など、各地方公共団体版市場化テストともいえる様々な取り組みが行われています。

当財団としては、こうした新たな取り組みに関する経験や教訓を地方公共団体間で共有し、市場化テストの導入・運用時の参考とできるよう、情報提供を目的として今回新たに市場化テストについての事例研究会を設置することとしました。初回となる本年度は、公共サービス改革法に基づく市場化テストに限らず、各地方公共団体独自の取り組みまで含めたいわゆる広義の市場化テストについて、先行事例を把握するとともに、具体的な事例紹介を通して課題等について議論・整理を行い、本報告書に取りまとめました。

本報告書が、地方公共団体をはじめ市場化テストに携わる方々にとりまして、実務の一助となり、官民連携の推進に役立つこととなれば幸いです。

最後に、今回の研究に際して、貴重なご意見をいただいた本研究会委員及びゲスト講師の皆様、また、調査研究にご尽力いただいた財団法人日本経済研究所等多数の関係者の皆様に対し、厚く御礼申し上げます。

平成21年3月

官民連携（市場化テスト）事例研究会委員長  
(財団法人地域総合整備財団常務理事)  
小川 登美夫

## 《目次》

1. 公共サービス分野における官民連携の動向	.....	1
(1) 官民連携への流れ	.....	1
(2) 官民連携を推進する背景の整理	.....	2
(3) 既存の民活手法の現状と課題	.....	10
(4) 公共サービス分野における民間参入の可能性	.....	17
(5) 市場化テストの導入	.....	18
2. 地方自治体における官民連携（市場化テスト）事例の整理	.....	24
(1) 導入状況	.....	24
(2) 具体事例の紹介	.....	31
(3) 市場化テストの分類	.....	35
3. 導入にあたってのポイントの整理	.....	39
(1) 個別事例における論点と課題	.....	39
(2) 論点と課題の整理	.....	46
(3) 民間事業者からみた課題等	.....	48
4. 官民連携の進展に向けて	.....	50
資料編	.....	51
別紙1 本研究会の開催経緯		
別紙2 平成20年度官民連携（市場化テスト）事例研究会委員名簿		

## 1. 公共サービス分野における官民連携の動向

### (1) 官民連携への流れ

現在、各地方公共団体では、行政改革の推進にあたり、アウトソーシングを活用し、コストの削減や質の維持向上に努めている。

近年の厳しい財政状況を背景に、民間開放・規制緩和、PFIや指定管理者制度の導入など、行政分野における様々な民間活用の手法が用意される中で、地方公共団体においては計画的・戦略的な行政運営に向け、これら各手法の活用について検討を行う機会が増加してきている。

さらに平成18年には、従来では民間の参入が制限されていた官の業務分野も対象として官と民の双方が入札を実施する、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」が施行され、わが国においても市場化テストの導入が本格的に進められることとなった。この市場化テストは、官と民が対等の立場でサービスの質とコストの両面から競争を行い、公共サービスの担い手として最も優れたものを判断する手法であり、従来の官から民への一方的なアウトソーシングとは異なる概念を含んだものである。

また、地方公共団体の提供する公共サービスの実施主体としても、アウトソーシングを中心とした民間企業だけでなく、NPOや地縁団体、住民組織等、多様な主体との役割分担が求められている。

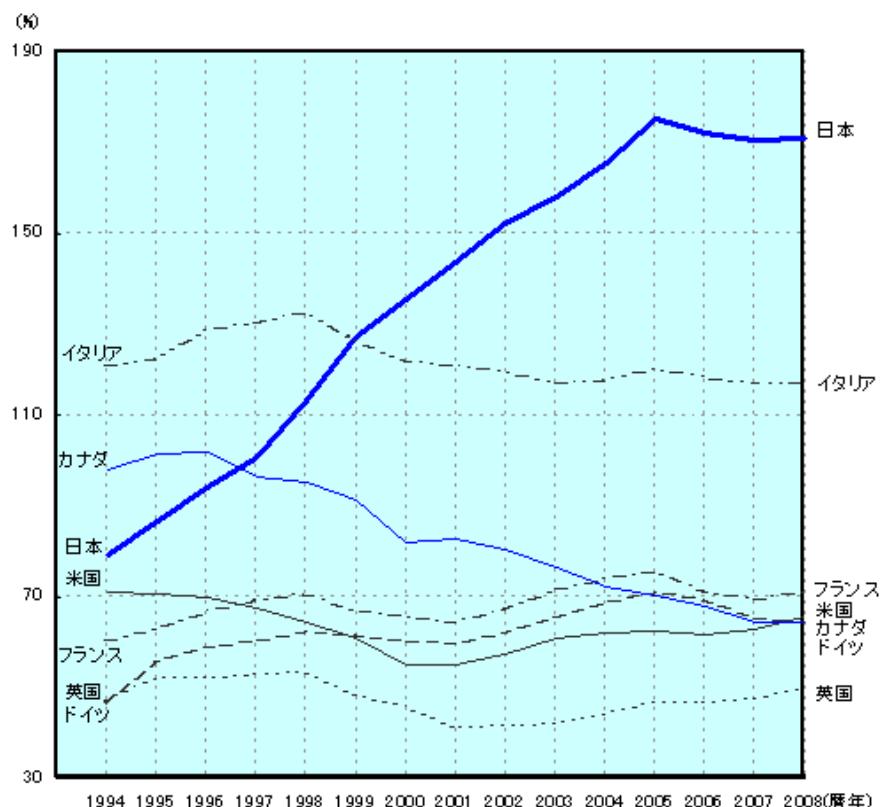
以下では、地方公共団体が官と民との新しい連携や協働のあり方を模索し実施するに至った背景として、今日の地方公共団体を取り巻く状況を整理するとともに、既存の民活手法の概観を整理し、官民連携（市場化テスト）を実施する上でのポイントを把握する。

## (2) 官民連携を推進する背景の整理

### ①ひっ迫する財政

現在国と地方の長期債務残高は、対 GDP 比 170% であり、主要先進 7 カ国の中では最悪の水準に陥っている。

図表 1－1 債務残高の国際比較（対 GDP 比）

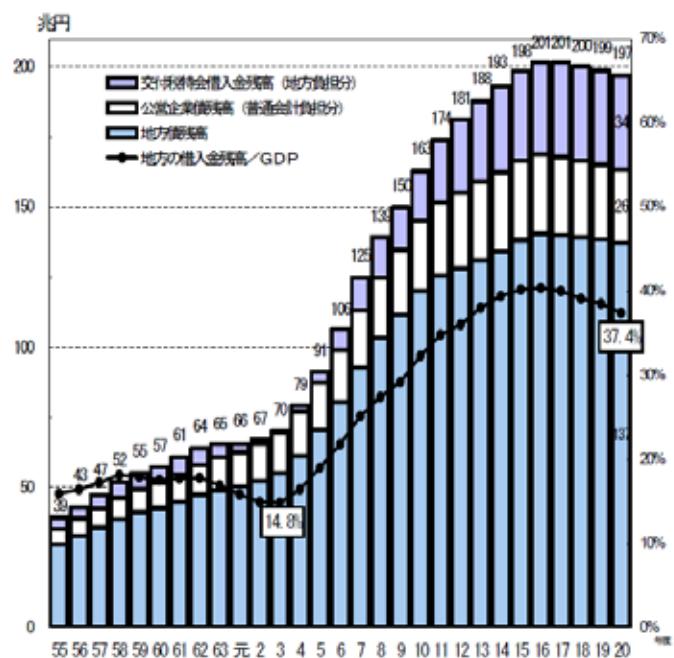


出典：財務省 債務残高の国際比較（対 GDP 比）

総務省の報告によると、このうち、地方財政の借入金残高は、平成 20 年度末で 197 兆円になると予測している（内訳：交付税特別会計借入金残高 < 地方負担分 > 34 兆円、公益企業債残高 < 普通会計負担分 > 26 兆円、地方債残高 137 兆円）。

地方の借入金残高は、バブル期に立てられた計画の実施段階において急激に増加し始めた平成 3 年度と比較して、127 兆円増（2.8 倍）となる。近年の傾向としては、平成 16 年より行われた三位一体の改革の実施により地方交付税及び臨時財政対策債の総額抑制が行われた結果、平成 18 年度より前年減となっているが、地方財政は依然として多額の借入金残高が存在している。また、リーマンショックと呼ばれる平成 20 年 9 月の米国証券大手企業の経営破たんに端を発する世界レベルでの経済不況は、わが国の地方公共団体の税収入減にも大きく影響を及ぼしており、地方公共団体の財政運営は今後も厳しさを増していくものと考えられる。

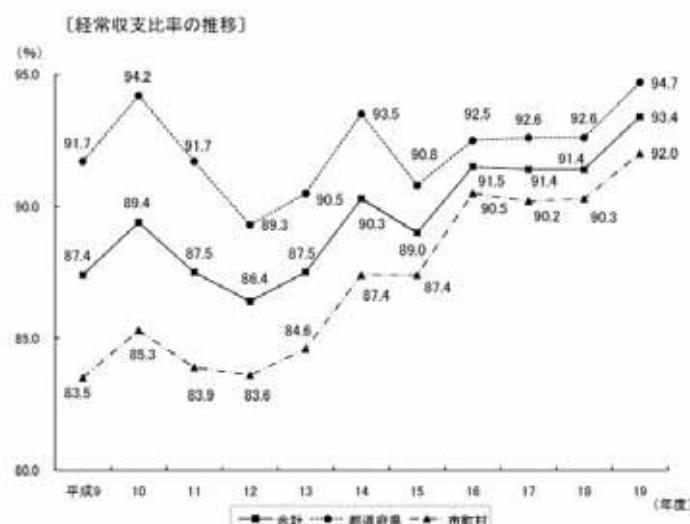
図表 1－2 地方財政の借入金残高の現状



出典：総務省 地方財政の現状

つぎに、経常収支比率（地方財政の単年度財政の弾力性を示す指標）を見ると、平成 19 年度の全国平均は 93.4% と、一般に適正な比率とされる 75% ラインを大きく上回っており、近年まで上昇傾向にある。経常収支比率の状況からは、地方財政における経常経費（人件費、扶助費など）の比重が高く、投資的な経費として利用が困難な状況にあることが分かる。

図表 1－3 経常収支比率の推移



(注) 数値は加重平均であり、特別区、一部事務組合及び店舗連合を含まない。

出典：総務省 HP より

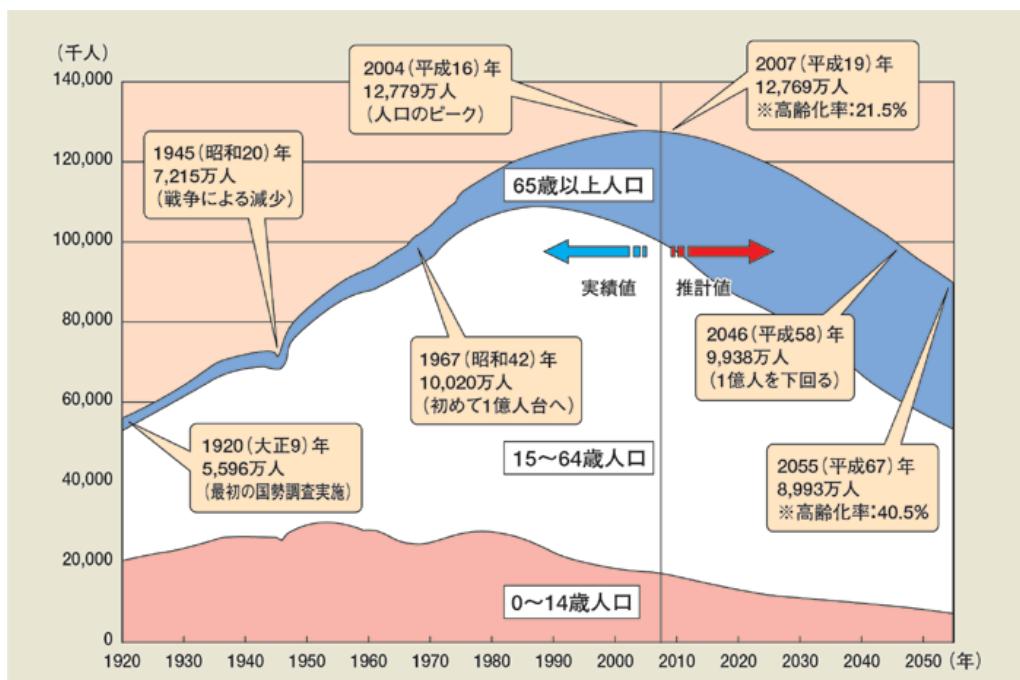
このような厳しい地方財政状況の背景には、バブル崩壊後の長引く景気の低迷による法人二税の落ち込みや国の経済対策に呼応して財政支出を拡大させたこと、また、平成16年度の三位一体の改革において、国庫補助金の削減に伴う税源移譲が不十分であったこと、さらには地方交付税の大幅な削減が短期間に行われたことなどから、財政調整基金の取り崩しや地方債の発行による対応を余儀なくされた面が影響しているものと考えられる。

今や、国と地方の長期債務残高は、平成20年度末で778兆円（国：615兆円、地方：197兆円、重複分含む）と増加傾向にあり、危機的な状況が続いているため、早急な財政健全化のための取り組みが求められている。

## ②少子高齢化社会の進展

今後わが国は、急速な少子高齢化社会を迎えることとなる。将来人口推計（（平成18年12月推計）の中位推計）によると、20年後の平成40年では、生産年齢人口が59%と6割を切り、65歳以上の人口は31%に達するものと推測される。

図表1－4 我が国の人団構造の推移と見通し



出典：内閣府 平成20年版少子化社会白書

少子化の進行による急速な人口の減少は、労働力人口の減少による経済へのマイナスの影響のほか、高齢者人口の増大による年金や医療、介護費等の社会保障費負担の増大が危惧される。さらに、社会的な影響としては、地域から子どもの数が少なくなる一方で高齢者が増加し、特に過疎地において、集落機能の低下を招き、地域コミュニティ活動の維持・存続を困難なものとすることが危惧されている。